

岐阜県の財務諸表について

No. 1 普通会計貸借対照表

1. 将来のサービスの糧となる社会資本

(1) 有形固定資産

普通会計貸借対照表の有形固定資産は、さまざまな形で将来の行政サービスの糧となるものです。また、これまでの活用による損耗額を「減価償却」の手続きにより計算し、その累計額を「減価償却累計額」として評価しています。土地など損耗しない財産は、減価償却を行いません。

一方、土地改良事業など、その効果が長期に発現するものであっても、その財産の所有が県に帰属しないものは資産としては計上しません。

(2) 投資等

①公益事業を営む法人などへの出資、②農業、商工業、修学などの促進を目的とした貸付金、③諸施設の整備や産業育成振興を目的とした基金が主なものです。

2. 債務返済の財源となる流動資産

流動資産として計上されている諸項目は、債務返済の用意（体力）があることを示しています。特に、財政調整基金と減債基金は大切な財源です。

未収金は、今年度の地方税や使用料等のうち、まだ収入されていない額を示しています。この中には、支払が滞納し、不良債権となっているものも含まれています。

普通財産は、土地・建物などのうち、行政サービスに直接的に供用していないため売却することが可能な財産です。しかし、普通財産は不動産が主であり、ただちに売却できるものではありません。

3. 「負債の部」－今後の世代の負担となる県の債務－

(1) 県債

社会資本などの資産に対して、その財政負担である負債を網羅的に表示しています。

県債はいわゆる借金ですが、建物や道路の整備などにおいて、その恩恵を受ける後世の県民にも公平に負担をしてもらうものです。

(2) 退職手当引当金

退職手当は、労働の対価の後払いとして支払われるものと解釈されます。毎年少しづつ増加する退職手当の要支給額を発生コストとして認識するとともに、その累積額を未払金の一種と考え、引当金として負債に計上するものです。

4. 「純資産の部」

資本形成充当財源は、県が社会資本等の資産を取得する支出を行い、社会資本を形成した場合の、その社会資本残高を示します。

当期末財源余剰は、社会資本の形成等に支出した後の、財源余剰を示します。

未実現財源減少額は、県債により社会資本を形成した場合、将来的には県債償還のために税収等の確保が必要となりますので、その時点で将来の財源を支出したということを示します。

資本形成充当財源、当期末財源余剰、未実現財源減少額の合計である「純資産」がプラスであれば、一応の財政の健全性を維持していると言えましょう。

No. 2 普通会計行政コスト計算書

1. 行政コストの計算

まず、県全体の歳出総額から、資産増加額（普通会計貸借対照表の「資産の部」に計上されているさまざまな財産形成のための歳出。建設費、積立金、貸付金、投資・出資金など）を除いた歳出コストに、現金支出を伴わない発生コスト（県債利子、退職手当引当金、減価償却費など）を加え、総費用を算出しています。そして、総費用からその総費用に充当された料金等収入や国庫等負担といった収益を控除して、行政コストを求めていきます。

具体的には、以下のとおりです。

① 「政策費目」

予算・決算における分類である「款」「項」に準拠しています。「その他」は、地方消費税交付金や自動車取得税交付金などが含まれます。

② 人にかかるコスト

人件費や退職手当引当金繰入などのように、行政サービスの担い手である職員に要する費用を示します。

③ 物にかかるコスト

物件費（業務委託にかかる費用や物品の購入費用など）、維持補修費、減価償却費などのように県が最終消費者となっている費用を示します。

※ 減価償却費

建物や構築物からなる社会資本は、サービスの提供や時の経過に伴って損耗します。この額について、「減価償却」の手続きを適用して発生コストを見積計算しています。

減価償却は、土地などの物質的に損耗しない財産には適用していません。

④ 移転支出的なコスト

扶助費（生活保護費、医療費の助成や児童手当の支給など、社会保障制度の対象者への給付に要する費用）、補助費（他団体に対する補助金など）、繰出金などのように他の主体に移転して効果が出る費用を示します。

⑤ その他のコスト

公債費（利子分）、不納引当金繰入など上記②～④に属さない費用を示します。

※ 公債費（利子分のみ）

元金の償還と異なり、貸借対照表を改善しない利子償還金はコストとして計上します。

⑥ 総費用A

この総費用こそが、当年度の県政の行政コストです。県が実施したさまざまな行政サービスについての「活動」を測定した「発生主義」に基づくコストです。

【利用者等の負担・国等の個別負担】

⑦ 総収益B

総費用Aに対し、発生主義に基づく収益です。料金等収入と国庫等負担からなります。

※ 料金等収入

諸施設の使用料・手数料などの利用者による負担、基金や貸付金の利子収入などが計上されています。高等学校の入学金や入学検定料、県営住宅の賃貸料などが相当します。

※ 国庫等負担

国庫等による負担金、補助金、委託料が含まれます。

【租税に依存するコスト】

⑧ 純費用 C=A-B

行政サービスの利用者や国等の個別負担を控除した残額が、純費用=行政コストです。県は、営利企業と同等の独立採算性を前提とする施策はほとんどないので、ここに残額が残るのは自然です。残りは租税等に依存することになります。

No. 3 普通会計純資産変動計算書

純資産の計算

純資産変動計算書では、「財源」という概念に着目し、「自分たちが払った税金が何に使われているのか」について、財源の調達と財源の使途を明らかにすることにより説明しています。

① 資本形成充当財源

県が社会資本を形成する支出を行った場合の、その社会資本残高を示します。

② 未処分財源余剰

財源を調達し、それを純経常費用や社会資本形成に消費した後の余剰金を示します。

財源内訳として税収、国庫支出金、市町村等支出金等を記載することにより、いかなる調達方法によって賄われたか、社会資本残高がどのような財源で形成されたものであるか、といった情報を得ることが出来ます。

② 未実現財源減少額

県債の発行により社会資本形成した場合、将来的には償還のために税収等の確保（財源の調達）が必要となります。その意味で、県債発行資金による社会資本形成は、その時点で将来の財源を消費したということができ、未実現財源減少額として集計しています。つまり、これまでの世代が受益あるいは意思決定したものの、その財源は今後の世代が納税という形で負担することを意味しています。

④ 当期純経常費用

財源の変動のうち、社会資本形成や貸付金、出資金などを除いたものが純経常費用であり、未処分財源余剰と未実現財源減少額の当期純経常費用の合計額が、行政コスト計算書の純費用と一致します。

⑤ 期末残

年度末の貸借対照表における純資産の額を意味します。純資産変動計算書は、今年度の県の活動によって、貸借対照表の純資産がどのように変動したかを説明しています。

No. 4 普通会計資金収支計算書

資金収支の計算

資金収支計算書は、県の現金収支の状況を経常的収支と資本的収支に分けて把握したものです。前年度の資金残高（＝当年度期首残高）に、今年度の変動額（費用（支出）及び収入）を加減して今年度期末の資金残高が算出され、この結果が普通会計貸借対照表に反映されます。

① 経常的費用、経常的収入

県政を運営するうえで、毎年度経常的に収入及び支出されるものです。
経常的費用は、事業にかかる費用、一時借入金の返済や県債の利払などの事業外費用及び企業会計等への繰出金（移転支出）に分けて把握しています。

経常的収入も経常的費用と同様に、事業収入、国庫負担や寄附金、貸付金利息等の事業外収入、税収入及び企業会計等からの繰入金（移転支出）に分けて把握しています。

② 資本的支出、資本的収入

資本的支出は、道路や学校、公園など、主に貸借対照表の有形固定資産形成のための支出です。過去に有形固定資産形成のために借り入れた県債の償還元金もこれに含まれます。なお、貸付金・投資・出資・積立金等の資本移転支出は、広義の資本的支出として分別把握しています。

資本的収入は、上記資本的支出の財源となる県債借入や資産売却などによる収入が計上されます。なお、貸付元金償還や基金繰入等の資本移転収入は、広義の資本的収入として分別把握されています。

No. 5 岐阜県連結貸借対照表

1. 作成の目的

本県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して財政状況の全体像を明らかにすることにより、透明性の一層の向上、県民等に対する説明責任の適切な履行を図ること等を目的として、平成16年度分から作成しているものです。

2. 連結の範囲

岐阜県の全会計（普通会計、公営企業会計（3会計）及び当県の関与及び財政支援の下で当県の事務事業と密接な関連を有する業務を実施している関係団体（地方公社及び出資法人21団体）としました。

出資法人の掲載基準は、県の出資法人のうち、出資比率50%以上の地方独立行政法人、公益法人、一般法人、会社法法人、ならびに実質的に県が主体となって関与している一般法人及び会社法法人としました。

※「実質的に県が主体となって関与」とは次のいずれにも該当する団体をいう。

- ①県の出資比率が25%以上である法人
- ②県が設立許可した県出資法人
- ③県が補助金・委託料を支出している県出資法人
- ④県が職員を派遣している県出資法人（派遣法による派遣に限る）

但し、全国的・広域的な法人及び国の特別法に基づき国策的に設立された法人は対象外とする。

（別紙・連結対象とする地方公社及び出資法人の内訳 参照）

3. 会計処理の相違

(1) 会計基準

① 普通会計

財産台帳方式で作成した貸借対照表を使用

② 公営企業会計

地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表を使用

③ 地方公社

県議会への報告がなされている各々の貸借対照表を使用

- ・土地開発公社（土地開発公社経理基準要綱等に基づく）
- ・住宅供給公社（地方住宅供給公社会計基準等に基づく）

④ 出資法人

県議会への報告がなされている各々の貸借対照表を使用

- ・地方独立行政法人（地方独立行政法人会計基準に基づく）
- ・公益法人、一般法人（公益法人会計基準に基づく）
- ・会社法法人（企業会計原則に基づく）

(2) 有形固定資産の減価償却方法

① 普通会計

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠した耐用年数に基づき、事業用資産については旧定率法、インフラ資産については旧定額法により実施

② 公営企業会計

地方公営企業法施行規則による耐用年数等に基づき旧定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については旧定額法）により実施

③ 地方公社及び主たる出資法人

主として旧定額法により実施

(3) 引当金の計上方法

退職手当引当金は、普通会計については会計年度末に職員全員が普通退職したと想定してその要支給額を計上しており、関係団体についても主として期末時点において職員全員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しています。